議案第８９号

瑞穂町公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月１日

提出者　　瑞穂町長　　山　﨑　　栄

（提案理由）

公共物占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町公共物管理条例の一部を改正する条例

瑞穂町公共物管理条例（平成１４年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表金額（円）の欄中「２０５」を「２１４」に、「１０２」を「１０７」に、「３４３」を「３５７」に、「１７１」を「１７８」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

瑞穂町公共物管理条例　新旧対照表

新

第1条から第22条　略

別表(第8条関係)

占用料

種別	占用面積	占用期間	金額(円)
第1種	1平方メートル	1年	214
第2種			107
第3種			357
第4種			357
第5種			178
第6種			357

備考

1　占用種別

第1種　河川、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置、又は通路、その他原状のまま使用することを目的とするもの

第2種　ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの

第3種　仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの

第4種　電力の供給事業及び電気通信事業のため電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの

第5種　電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの

第6種　その他前種別に属さないもの

旧

第1条から第22条　略

別表(第8条関係)

占用料

種別	占用面積	占用期間	金額(円)
第1種	1平方メートル	1年	205
第2種			102
第3種			343
第4種			343
第5種			171
第6種			343

備考

1　占用種別

第1種　河川、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置、又は通路、その他原状のまま使用することを目的とするもの

第2種　ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの

第3種　仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの

第4種　電力の供給事業及び電気通信事業のため電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの

第5種　電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの

第6種　その他前種別に属さないもの

2　占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は、占用面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積は、それぞれ切り上げて計算するものとする。 3　占用期間が年の中途において開始、又は終了するときの占用料は、月割りで計算するものとする。ただし、月割りで計算した額に端数が生じた場合は、切り上げるものとする。 附　則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。	2　占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は、占用面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積は、それぞれ切り上げて計算するものとする。 3　占用期間が年の中途において開始、又は終了するときの占用料は、月割りで計算するものとする。ただし、月割りで計算した額に端数が生じた場合は、切り上げるものとする。